



2021年6月21日

株主各位

会社名 高千穂交易株式会社
 代表者名 代表取締役社長 井出尊信
 (コード番号 2676)
 問合せ先 管理部長 岩本昌也

「第70回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部訂正に関するお知らせ

当社第70回定時株主総会招集ご通知の記載事項に一部訂正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり謹んで訂正させていただきます。

なお、本訂正は表記の誤りを正すものであり、2021年5月14日に公表いたしました業績には影響ございません。

記

・訂正箇所（下線を付して表示しております。）

第70回定時株主総会招集ご通知 P19

事業報告

IV会社役員に関する事項

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

【訂正前】

区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	支給人数
取締役 (うち社外取締役)	<u>102,289千円</u> (13,629千円)	98,850千円 (13,200千円)	<u>一千円</u> (一千円)	3,439千円 (429千円)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	<u>31,950千円</u> (15,600千円)	31,950千円 (15,600千円)	<u>一千円</u> (一千円)	一千円 (一千円)	4名 (3名)
合計	<u>134,239千円</u>	130,800千円	<u>一千円</u>	3,439千円	11名

1. 当事業年度に関して記載すべき業績連動報酬の支給はありません。

【訂正後】

区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	支給人数
取締役 (うち社外取締役)	<u>112,789千円</u> (14,629千円)	98,850千円 (13,200千円)	<u>10,500千円</u> (1,000千円)	3,439千円 (429千円)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	<u>35,050千円</u> (16,800千円)	31,950千円 (15,600千円)	<u>3,100千円</u> (1,200千円)	一千円 (一千円)	4名 (3名)
合計	<u>147,839千円</u>	130,800千円	<u>13,600千円</u>	3,439千円	11名

1. 業績連動報酬には、2020年度の業績に係る役員賞与引当金繰入額13,600千円を含んでおります。

以上

第70回 定時株主総会 招集ご通知

株主の皆様へのお願い

- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします。
- ご来場の方へのお土産をご用意しておりません。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

【議決権行使期限】2021年6月24日（木曜日）午後5時30分（到着分または入力完了分）まで
なお、本総会の運営方針につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/2676/>



開催日時

2021年6月25日（金曜日）午前10時
開場 午前9時30分

開催場所

東京都新宿区四谷1丁目6番1号
YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス
ROOM D・E

（会場が前回と異なっております。末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

目次

ごあいさつ	1
招集ご通知	
第70回定時株主総会招集ご通知	2
(添付書類)	
事業報告	6
連結計算書類	30
計算書類	40
監査報告	50
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	56
第2号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件	57

ごあいさつ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第70回定時株主総会を2021年6月25日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案および第70期の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスが猛威を振るう中、株主の皆様におかれましては、健康にご留意いただきますとともに、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月



代表取締役社長

井出 尊信

(証券コード 2676)
2021年6月3日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷一丁目6番1号
高千穂 交 易 株 式 会 社
代表取締役社長 井 出 尊 信

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否をご入力いただくか、いずれかの方法により、2021年6月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するよう議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日(金曜日)午前10時(開場午前9時30分)
2. 場 所 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1.第70期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第70期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案：剰余金の処分の件
第2号議案：取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
 - ◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

当社ウェブサイト：<https://www.takachiho-kk.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月24日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）

インターネットによる議決権行使について

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>



① 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック



③ 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

※ 操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ 午前2時から午前5時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主さまのご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル 0120-173-027（9：00～21：00、通話料無料）

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で景気が大きく後退しましたが、徐々に持ち直しの動きが見られました。先行きについては、感染拡大の防止策を講じるなかで、各種政策の効果や海外経済の改善により、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、同感染症の再拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当社グループの市場環境は引き続き競争激化の状況にありますが、新たな成長を見据え付加価値による競争力強化と収益力向上及びグローバルビジネス拡大や新規ビジネスによる収益基盤の創出を図っております。

具体的には、システムセグメントでは、主要商品である商品監視システムや入退室管理システムの付加価値強化、クラウド型無線LANやテレワークに関連したリモートアクセス商品の販売強化、RFIDシステム、省人化システムなどのリテールソリューション等の新たな市場開拓、またタイ及びASEAN諸国において展開する高度防火システム事業の拡大を図っております。

他方、デバイスセグメントでは、電子事業においては主に通信インフラ市場やオートモティブ市場への拡販、また産機事業では従来のATM向け機構部品に加え、北米、ASEAN諸国、中国への住宅設備向け機構部品の販売、国内外における自動車内装部品市場の開拓などに注力しております。

このような状況の中、当連結会計年度の経営成績は、売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、テレワーク需要の高まりによるリモートアクセス商品や通信端末向け半導体部品の販売が好調だったものの、国内外のオフィス関連市場や製造業及び建設業など、当社が注力する市場の減退により、前期比0.1%減の205億91百万円に留まりました。

損益につきましては、上記理由に加えて、販売費及び一般管理費の削減に努めたことなどにより、営業利益は前期比12.4%増の8億86百万円、経常利益は前期比4.6%増の9億26百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比187.7%増の5億48百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

【売上高の内訳】

セグメント区分／商品類		当期売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前期比増減額 (百万円)	前期比増減率 (%)
システム	リテールソリューション	4,407	21.4	943	27.2
	オフィスソリューション	3,600	17.5	△224	△5.9
	グ ロ ー バ ル	2,741	13.3	△411	△13.1
	サービス&サポート	1,940	9.4	△182	△8.6
計		12,689	61.6	124	1.0
デバイス	電 子	3,967	19.3	293	8.0
	産 機	3,934	19.1	△442	△10.1
計		7,901	38.4	△149	△1.9
合 計		20,591	100.0	△24	△0.1

- (注) 1. 記載の金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
 2. 記載の百分比は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

【システムセグメント】

システムセグメントの売上高は、前期比1.0%増の126億89百万円、営業利益は前期比34.9%増の6億9百万円となりました。

リテールソリューション商品類では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う新規出店抑制などの影響を受けて商品監視システムの販売が減少した一方で、CCTV、顔認証システムの販売や、携帯キャリア向け大型案件などによりその減少を上回る結果となり、売上高は前期比27.2%増の44億7百万円となりました。

オフィスソリューション商品類は、テレワーク需要の高まりによりリモートアクセス商品の販売が好調に推移したもののRFIDシステムの販売が減少したことなどにより、売上高は前期比5.9%減の36億円となりました。

グローバル商品類は、タイの高度防火システムの売上が原油価格の低迷や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で新規プラント建設が停滞したことなどから減速し、売上高は前期比13.1%減の27億41百万円となりました。

サービス&サポート商品類は、売上高は前期比8.6%減の19億40百万円となりました。

【デバイスセグメント】

デバイスセグメントの売上高は、前期比1.9%減の79億1百万円、営業利益は前期比17.7%減の2億76百万円となりました。

電子商品類では、テレワーク需要の高まりにより通信端末や半導体製造装置向け電子部品の販売が好調に推移したことなどから、売上高は前期比8.0%増の39億67百万円となりました。

産機商品類では、複写機やオフィスファニチャ市場への機構部品の販売が減速したことなどにより、売上高は前期比10.1%減の39億34百万円となりました。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は599,208千円で、主な設備投資内容は、次の通りであります。

セグメントの名称	区分	設備の種類	投資額 (千円)	備考
各報告セグメントに配分していない 全社資産	有形固定資産	建物及び構築物	221,760	本社移転
		その他	115,971	本社移転
	無形固定資産	その他	206,054	新基幹システムの導入

3. 資金調達の状況

当社は、株式会社みずほ銀行と5億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当該契約に基づく実行残高はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、2019年5月17日に公表した中期経営計画2019-2021「変革へのチャレンジ～Next Stage to 70th」のもと、企業価値を高め、事業成長を実現するために次の課題に取り組んでまいります。

- (1) 付加価値による競争力強化と収益力向上
- (2) 新規ビジネスによる収益基盤の創出
- (3) 事業構造改革と生産性向上

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第67期 (2018年3月期)	第68期 (2019年3月期)	第69期 (2020年3月期)	第70期 (2021年3月期)
売上高 (百万円)	19,570	19,894	20,616	20,591
経常利益 (百万円)	706	1,086	885	926
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	130	491	190	548
1株当たり当期純利益 (円)	14.02	53.53	21.40	61.56
総資産 (百万円)	18,566	18,883	18,556	19,473
純資産 (百万円)	13,958	13,766	13,584	14,174

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。

2. 各期の損益の状況は以下のとおりであります。

- (1) 第67期は、システムセグメントが伸長したことなどから、増収となりました。損益につきましては、販売費及び一般管理費削減に努めたものの、減損損失を計上したことなどから減益となりました。
- (2) 第68期は、システムセグメントの販売が好調であったことから、増収となりました。損益につきましては、売上総利益率の改善や販売費及び一般管理費削減に努めたことから増益となりました。
- (3) 第69期は、システムセグメントやデバイスセグメントが好調であったことから、増収となりました。損益につきましては、減損損失を計上したことなどから減益となりました。
- (4) 第70期は、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当議社権比率	主要な事業内容
マイティキューブ株式会社	100百万円	100%	R F I D関連機器及びICタグ、セキュリティシステムの開発・製造及び販売
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED	715千香港ドル	100%	半導体・IC/電子部品、機構部品、住宅収納ユニットの提案、販売
提凱貿易(上海)有限公司	4,270千人民元	100%	半導体・IC/電子部品及び機構部品の販売
Takachiho Fire, Security&Services (Thailand) Ltd.	334百万タイバーツ	100%	セキュリティ・防火システムの設計・設置・販売及びサービス
Guardfire Limited	20百万タイバーツ	100%	高度防火システムの設計・販売
Guardfire Singapore Pte. Ltd.	2,600千シンガポールドル	100%	高度防火システムの設計・販売
Takachiho America, Inc.	200千米ドル	100%	商品開発、事業開発、機構部品の販売

- (注) 1. 提凱貿易(上海)有限公司は、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITEDの100%出資の子会社であり、議決権比率は間接所有であります。
2. Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.の議決権比率は、当社子会社であるTK Thai Holdings Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。
3. Guardfire Limitedの議決権比率は、当社子会社であるTK Fire Fighting Co.,Ltd.を通じた間接保有分を含めております。
4. 当社の連結子会社であった高千穂コムテック株式会社は、2020年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

7. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社と連結子会社9社、関連会社1社及び非連結子会社1社の合計12社で構成され、エレクトロニクスを核とする先端技術商品及び有力メーカーを広く海外に探求・開拓し、商品の輸出入及び販売、ならびに据付・保守・システム設計・運用受託等のサービスの提供を主な内容として、広範囲に事業活動を展開しております。

当社グループの事業における商品類の位置付け及びセグメントと商品類の関連は次のとおりであります。

<システムセグメント>

(リテールソリューション商品類)

商品監視システム・映像監視システム（監視カメラ・監視映像記録装置）・セキュリティタグ等のセキュリティ機器及び入店カウンターなど販売支援や省人化対策を目的とした店舗管理機器のシステム設計・販売、設置、システム全般の運用支援サービスなどを行っており、ショッピングセンターなどの大型店舗からドラッグストアなどの小型店舗に至る小売・流通業全般の幅広い顧客層に販売しております。

(オフィスソリューション商品類)

入退室管理システムやネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）及び商品監視・映像監視等のセキュリティに関するコンサルティングやシステム設計、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、郵送物の封入封緘を行うメールインサーティングシステム（封入封緘機）など、最新エレクトロニクス技術応用システムの機器の設計・構築及び設置・販売等をオフィスビル・データセンター・工場などの企業関連施設に向けて行っております。

(グローバル商品類)

高度防火システムの設計・構築及び機器の設置・販売を、オフィスビルや商業施設、ならびに発電エネルギー関連プラント、天然ガス・石油化学工業プラントなどに向けて行っております。

(サービス&サポート商品類)

システムセグメントで取扱う各商品類の保守・システム運用受託（アウトソーシング）、及び運用監視サービス・MSPサービスを行っております。

また、迅速な対応によりCS向上を図るため、24時間365日対応サービスを用意し、全国300ヶ所のサービス拠点より提供しております。

<デバイスセグメント>

(電子商品類)

アナログICを中心とする各種半導体や、シリコンマイクなどのセンサー、電子部品に関する販売及びコンサルティング（電子機器設計支援）を行っております。産業用エレクトロニクス機器、I P - P B X（構内交換機）やスマートフォン等の情報通信機器など、広範な分野で使われております。

(産機商品類)

スライドレール・ガススプリング・昇降システムなど安全性、利便性、快適性を向上する機構部品の販売及びコンサルティングを行っております。主に金融機関やコンビニエンスストアなどのATM等の開閉・引出・安全機構（スライドレール・ガススプリング・キー）、システムキッチン引出・昇降機構（スライドレール・昇降システム）、コピー機の給紙機構（スライドレール・ダンパー）などに使われております。

※2020年7月1日付で、連結子会社である高千穂コムテック株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、システムセグメントに属していた同社の商品類はそれぞれオフィスソリューション商品類またはサービス&サポート商品類に分類しております。

セグメントと商品類との関連を表にすると、次のとおりであります。

セグメント	主な事業の内容	主な会社
システム		
リテールソリューション商品類	商品監視システム（万引き防止装置、センサーケーブル式警報機、セキュリティタグ等）、映像監視システム等のシステム設計、販売、各種システム設計・設置	当社
		マイティキューブ(株)
オフィスソリューション商品類	入退室管理システム、映像監視システム、ネットワーク関連機器（クラウド型無線LANシステム等）、物流・在庫管理システム等のRFIDタグ及びその周辺機器、メールインサーティングシステム（封入封緘機）等の販売、各種システム設計・設置	当社
		マイティキューブ(株)
グローバル商品類	高度防火システム等の販売・設計・構築・設置	Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
		Guardfire Limited
		Guardfire Singapore Pte.Ltd.
サービス&サポート商品類	システムセグメントの各商品類に関するシステム保守・システム運用受託（アウトソーシング）・運用監視サービス・MSPサービス	当社
デバイス		
電子商品類	各種半導体（アナログICなど）、センサー（シリコンマイクなど）、電子部品の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED
		提凱貿易（上海）有限公司
		ジェイエムイー(株)
産機商品類	スライドレール、ガススプリング、キー、ダンパー、昇降システム等の安全・省力化機構部品等の販売	当社
		TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED
		提凱貿易（上海）有限公司
		Takachiho America, Inc.

- (注) 1. ジェイエムイー株式会社は、持分法適用会社であります。
2. 商品・専門語等用語について
(1) セキュリティタグ：万引き防止装置が感知するための商品に取付けられる特殊なタグ。
(2) クラウド型無線LANシステム：インターネット上で無線LANの接続ポイントの管理ができるシステム。
(3) RFIDタグ：商品情報を記憶した微小なICチップとアンテナを組み込んだ特殊なタグ。
(4) 封入封緘機：郵便物の選択・封入及び封緘業務の自動化機器。
(5) スライドレール：ボールベアリングを組み込んだ金属製のレールで、小さい力で重量物の引出しやスムーズな引出しなどができるもの。
(6) ガススプリング：窒素ガスを管に閉じ込め、ガスの反発力により小さい力で重い扉の上下開閉ができるもの。
(7) ダンパー：オイルの粘性抵抗を利用した緩衝機構で、引出し部開閉時の衝撃吸収などに使用。

8. 主要な事業所（2021年3月31日現在）

- (1) 当社
 - ① 本社 東京都新宿区
 - ② 支店
 - 大阪支店 大阪府大阪市北区
 - 名古屋支店 愛知県名古屋市中村区
 - ③ 営業所
 - 札幌営業所 北海道札幌市中央区
 - 九州営業所 福岡県福岡市博多区
- (2) マイティキューブ株式会社
本社 東京都中央区
- (3) Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
本社 タイ バンコク
- (4) TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED
本社 中国 香港
- (5) 提凱貿易（上海）有限公司
本社 中国 上海
- (6) Guardfire Limited
本社 タイ バンコク
- (7) Guardfire Singapore Pte.Ltd.
本社 シンガポール
- (8) Takachiho America, Inc.
本社 米国 イリノイ州

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
システム	346
デバイス	53
全社共通	86
合計	485

(注) 従業員数は就業人員で、正社員・契約社員の人数であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
243名	27名増	40.1歳	14.6年

(注) 上記従業員数は、子会社等への出向者7名を含んでおりません。

10. 主要な借入先

借入残高はありません。

II 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,000,000株
2. 発行済株式の総数 10,171,800株 (うち自己株式1,266,078株)
3. 単元株式数 100株
4. 株 主 数 14,064名

5. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ ー ス グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	804,000株	9.02%
セ コ ム 株 式 会 社	450,000	5.05
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,600	3.37
株 式 会 社 マ ー ス ト ー ケ ン ソ リ ュ ー シ ョ ン	265,000	2.97
高 千 穂 交 易 従 業 員 持 株 会	244,890	2.74
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	226,300	2.54
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	216,000	2.42
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	200,000	2.24
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL N O N T R E A T Y - P B	168,000	1.88
佐 々 木 豊 実	132,500	1.48

(注) 1.当社は、自己株式1,266,078株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式数を控除して算出し、小数第3位以下を切捨てて表示しております。

2.上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、226,300株であります。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

- (1) 新株予約権の数
第11回新株予約権 960個
第10回新株予約権 210個
- (2) 目的となる株式の種類及び数
第11回新株予約権 普通株式 96,000株 (新株予約権1個あたり100株)
第10回新株予約権 普通株式 21,000株 (新株予約権1個あたり100株)
- (3) 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次(行使価額)	行使期間	個数	保有者数
取締役(社外取締役を除く。)	第11回(1,113円)	2021年8月1日 ~2024年7月31日	420個	2名
社外取締役	第11回(1,113円)	2021年8月1日 ~2024年7月31日	60個	1名
社外監査役	第10回(1,124円)	2019年8月1日 ~2022年7月31日	60個	1名

2. 当事業年度中に当社従業員に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
井出 尊信	代表取締役社長	
平田 嘉昭	取締役	
植松 昌澄	取締役	
辰己 一道	取締役	
和佐野 哲男	取締役	
鶴岡 通敏	取締役	日本金属株式会社 社外監査役
横戸 憲一	常勤監査役	
大塚 康徳	監査役	弁理士 大塚国際特許事務所 所長
千葉 彰	監査役	公認会計士
木崎 孝	監査役	弁護士 株式会社東芝 調査者(会社法316条2項に基づく)

- (注) 1. 取締役 和佐野哲男及び鶴岡通敏の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役 大塚康徳、千葉彰、木崎孝の各氏は社外監査役であります。
3. 取締役 和佐野哲男、鶴岡通敏及び監査役 大塚康徳、千葉彰、木崎孝の各氏は、当社の大株主、主要な取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 鶴岡通敏及び監査役 大塚康徳、木崎孝の各氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役 千葉彰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 小原敬一氏は、2020年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
7. 当社は意思決定の迅速化及び業務執行体制の強化等を図るため、執行役員制度を導入いたしております。

当事業年度末における執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位	担当業務
井出尊信	社長執行役員	
平田嘉昭	執行役員	デバイス事業本部長、デバイス系グループ会社担当、名古屋支店担当
植松昌澄	執行役員	管理・業務担当、東南アジアグループ会社担当
辰己一道	執行役員	システム事業本部長
高山博喜	執行役員	事業開発室長
千葉芳久	執行役員	大阪支店長

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	支給人数
取締役 (うち社外取締役)	102,289千円 (13,629千円)	98,850千円 (13,200千円)	-千円 (-千円)	3,439千円 (429千円)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	31,950千円 (15,600千円)	31,950千円 (15,600千円)	-千円 (-千円)	-千円 (-千円)	4名 (3名)
合計	134,239千円	130,800千円	-千円	3,439千円	11名

- (注) 1. 当事業年度に関して記載すべき業績連動報酬の支給はありません。
2. スtockオプションは、2019年7月19日開催の取締役会の決議により、取締役3名(うち社外取締役1名)に付与した新株予約権であり、その内容は「Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。
3. 上記支給額には、2020年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 小原敬一氏への支給分を含めております。
4. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

3. 取締役及び監査役の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、株主総会の決議による報酬総額の範囲内で取締役会の決議により決定した、役員報酬規程で定めております。

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月26日開催の第56回定時株主総会であり、決議の内容は、取締役の報酬の額を年額2億円以内(株式報酬を除く。)、監査役の報酬の額を年額60百万円以内(株式報酬を除く。)としております。また、取締役の株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内、監査役の株式報酬として付与する新株予約権に関する報酬等の額を年額7百万円以内と決議しております。なお、これらに係る役員の員数は、取締役6名、監査役4名であります。

役員報酬規程の内容は、固定報酬については業績を勘案した基準額を定めており、又業績連動報酬についても業績を勘案した基準額を定めております。各取締役の報酬は取締役会で、又各監査役の報酬は監査役会の協議で決定しております。

当社の役員報酬等の構成は下記の通りであります。

a. 固定報酬

当社は、固定報酬として月額報酬を付与しております。固定報酬に係る指標は、経常利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、経常利益の前年対比伸率及び戦略の実行度合を勘案し、別に定める額を基準としております。なお、月額報酬の一部を、自社株式の取得を推進するために、株式累積投資に拠出しております。

b. 業績連動報酬

業績連動報酬に係る指標は、経常利益と当期利益の連結対外公表計画達成率、経常利益の前年対比伸率を勘案し、別に定める額を基準としております。当該指標を選択した理由は、経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標であるためであります。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、前事業年度経常利益8億85百万円、当事業年度経常利益目標7億円に対し、実績は9億26百万円となりました。

c. ストックオプション（非金銭報酬等）

当社は、ストックオプションの付与により株主の皆様と利益及び不利益を共有するとともに、業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、昇格時に株式報酬として新株予約権を付与しております。

上記役員報酬等の割合については、固定報酬と業績連動報酬は8:2（目標100%達成時）を目安とし、ストックオプションは固定報酬、業績連動報酬とのバランス、各役員の職務内容等を勘案し、取締役会の決議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、固定報酬及び業績連動報酬については、役員報酬規程に定められた基準及び支給条件に従って、形式的・客観的に算定された内容であること、ストックオプションについては、内規に定める役位毎の付与基準に準拠した内容であることから、取締役会は上記方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
和佐野 哲男	社外取締役	企業経営における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
鶴岡 通敏	社外取締役	企業経営及び企業監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営への助言や業務執行に対する監督を行っております。当事業年度開催の取締役会14回の全てに出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
大塚 康德	社外監査役	自ら経営する国際特許事務所の所長弁理士としての豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査役会18回のうち17回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
千葉 彰	社外監査役	公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、企業の会計監査における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会14回の全て、監査役会18回の全てに出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。
木崎 孝	社外監査役	弁護士としての法務に関する相当程度の知見を有しており、民事法務分野における豊富な経験で培われた高い見識をもとに、客観的・専門的な視点から当社経営の監査を行っております。当事業年度開催の取締役会14回のうち13回、監査役会18回の全てに出席しており、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、議案・審議等につき、必要な発言を適宜行っております。

(2) 社外役員との責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

52,845千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

52,845千円

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI(H.K.)LIMITED、提凱貿易(上海)有限公司、Takachiho Fire,Security & Services(Thailand)Ltd.、Guardfire Limited、Guardfire Singapore Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社取締役及び使用人は、「企業理念」「高千穂交易グループC S R憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」のもと、法令順守はもとより企業倫理の順守及び浸透を率先垂範して行う。
 - ② 取締役会に社外取締役を加え、取締役の職務執行に関する監督機能を維持・向上させる。
 - ③ 「コンプライアンス規程」のもと、コンプライアンス担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社内にC S R推進部門を組織して教育・浸透策を実施し、高千穂交易グループ全体のコンプライアンス体制を整備・推進する。
 - ④ 内部通報制度として「ヘルプライン規程」を制定し、社外の弁護士等を含む複数の窓口を設置する。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体等に対しては、毅然とした態度で臨み、不当、不法な要求には一切応じない。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 「情報セキュリティ基本規程」「文書管理規程」を制定し、社長を委員長とする「情報セキュリティ委員会」のもと、取締役の職務執行に係る情報（電磁的記録を含む）を適切に保存・管理する。
 - ② 保存する文書の種類及びその期間は「文書管理規程」で定める。
 - ③ 取締役及び監査役は、いつでも、取締役の職務執行に係る情報を閲覧することができる。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「危機管理規程」「情報セキュリティ基本規程」を制定し、それぞれ社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
 - ② 取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を脅かすリスク（不確実性）に対処すべく、高千穂交易グループの横断的なリスクマネジメント体制を整備し、リスク予防と対策の専任部門を設置して運用する。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役会は、「取締役会規程」のもと、取締役会付議基準及び報告基準を定めるほか、各取締役の職務分担及び権限と責任を明確にし、経営の基本方針・重要課題や中期経営計画・経営戦略の策定及び進捗確認等を行う。
 - ② 執行役員制度を導入し、「執行役員規程」のもと、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離して、取締役の職務の効率化を図る。
 - ③ 期初に「中期経営計画」「年度経営方針」「年度予算」を策定し、方針の徹底と進捗の確認を定期的に行う。

- ④ 内部監査部門は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、経営層及び監査役会に報告する。
- (5) **当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 「関係会社管理規程」にもとづき、子会社の重要事項については、当社への報告または承認手続きを行う。また、子会社は、四半期毎に当社で開催する会議において、事業計画の進捗状況を報告する。
- ② 「危機管理規程」にもとづき、当社社長を委員長とする委員会を設置・運用する。
- ③ 子会社の取締役及び監査役を当社から派遣して、取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は子会社の取締役の業務執行状況を監査する。
- ④ 「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」「コンプライアンス規程」に基づいた事業運営を追求し、当社の諸体制を規範に、各子会社の事情に対応した体制を整備する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役がその職務の執行に必要とした場合は、監査役の業務補助のため、取締役から独立した補助者を置く。
- ② 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従って職務を行い、その人事・異動・評価は、監査役と事前に協議する。
- (7) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役は取締役会に出席するほか、業務の執行状況を把握するため、執行役員会、全社会議や部門別予算分析会議などの重要な会議に出席し、報告・説明を受ける。
- ② 取締役及び使用人は、会社の業務・業績に影響を与える重要な事項について報告する。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、重要会議への出席及び重要書類の閲覧によるほか、監査役は、いつでも、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、内部監査部門に内部監査情報を求めることができるほか、内部監査報告書及び指摘事項等が回付されるとともに、内部監査報告会等に出席し、報告・説明を受ける。
- (8) **その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 代表取締役と監査役は、定期的に会合を持ち、経営課題等の意見交換をする。
- ② 会計監査人と監査役は、定期的に会合を持ち、会計監査等の意見交換をする。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、取締役会で決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に沿って各種社内規程を整備し研修・勉強会等を通じてその周知・徹底を図るとともに、各種委員会を開催し当該体制の整備・運用を進めております。また各種委員会の実施状況を定期的に取締役会に報告しております。

グループ会社につきましては、「関係会社管理規程」に基づき重要事項の報告または承認手続を行うとともに定期的に事業計画の進捗状況を確認する会議を開催しております。

また、当社グループのリスクを一元的に管理し対処するため、危機管理委員会及びコンプライアンス委員会を四半期に各1回ずつ開催するとともに、年1回、「高千穂交易グループCSR憲章」「高千穂交易グループ企業行動規範」に関して、グループ全社・当社全部門を対象とした遵守確認を行っております。

なお、環境・品質管理・情報セキュリティに関しては、当社が第三者認証を取得しているISOの枠組を適切に運用しております。

当事業年度におきましては、インサイダー取引防止体制の実効化のため、他社株式にかかる情報管理及び売買管理の仕組みを見直しました。

内部監査部門は、引続き当社ならびに国内外のグループ会社について、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門及び経営層、監査役にフィードバック報告しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めていくものでなければならないと考えています。

当社グループは、独立系技術商社として、創業以来『創造』を事業活動の原点に据え、常に海外の先端技術・商品を広く探求・開拓し、日本の市場に紹介してまいりました。また、創業から69年を通して、「テクノロジーをとおしてお客様のご満足を高め、技能と人間性を磨いて世界に通用する信用を築き、力を合わせて豊かな未来を拓き社会に貢献する」という企業理念の実現に努めてまいりました。

このような企業理念に基づき、国内各業界の多くの有力企業をお客様とし、海外の有力先端メーカーとの信頼関係、そして海外の先端技術・商品を扱う人材・技術サポート・情報・先端技術探求ネットワーク網などの当社独自の事業ノウハウと快活な先取り精神の社風を築き、持続的な成長により企業価値を高めてまいりました。

当社取締役会は、経営支配権の異動を目的とした株式の大規模買付行為または提案であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではなく、これを受け入れるかどうかは、原則として、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えています。そのために当社は、大規模買付者及び当社取締役会

の双方から当社株主の皆様への必要かつ十分な情報・意見・提案などの提供と、それらを検討するための必要かつ十分な時間が確保される必要があることに加え、株主の皆様をはじめとするステークホルダーのために、当社取締役会による代替案が十分に検討できる機会・時間を確保し、かつ必要に応じて大規模買付者と交渉を行うこと等の当社取締役会の対応を可能とするため、一定の合理的・客観的な仕組みが必要と考えています。

(2) 基本方針の実現に関する特別な取組み

当社グループは、独立系技術商社の強みを活かし、事業系列や資本系列に捉われることなく、自らの企業理念に従い、市場ニーズを捉え、迅速かつ闊達に世界の先端商材・技術を発掘し、市場に紹介・提供することこそが、当社の有する優位的経営手法であり、収益と成長の維持拡大に欠かせないこと、ひいては企業価値及び株主共同の利益の源泉と考えています。

現在、当社グループでは、新たな成長戦略の下、「安全・安心・快適」「ビジネスセキュリティ」を事業コンセプトに、「独自の付加価値の創出」と「グローバルビジネスの拡大」を推し進めております。こうした取組みにより、強固な収益基盤の構築と事業規模の拡大を図り、企業価値ひいては株主共同の利益向上に邁進してまいります。

また、当社グループは、企業市民として果たすべき「CSR(企業の社会的責任)」を強く認識し、責任ある誠実で透明な経営活動の継続的な実施を通して、あらゆるステークホルダーから信頼される経営を進め、企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 当社株式の大規模な買付行為に関する対応策(買収防衛策)の仕組み

当社は、2007年11月6日開催の当社取締役会において、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれも、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)への対応策(以下、「本プラン」といいます。)を導入して以降、当社第57回、第59回、第61回、第63回、第65回、第67回及び第69回定時株主総会において、その継続を株主の皆様にご承認いただいております。その概要は以下のとおりです。

① 大規模買付ルールの設定

大規模買付者が、大規模買付行為を行うに際しては、大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的及び内容等に関する情報、大規模買付ルールに従うことを誓約する旨の「意向表明書」等を当社取締役会宛に提出していただきます。

② 当社取締役会の評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、一定の期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)を設け、当該情報の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案にあたります。

従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、取締役会から独立した組織として設置された独立委員会に諮問し、かつ外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役会としての意見を取りまとめ開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付行為が以下のような要件に該当し、一定の措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役会評価期間の開始又は終了の如何を問わず、新株予約権無償割当て等、会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとることがあります。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

(ロ) 大規模買付者が企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

(ハ) 強圧的二段階買収など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(ニ) 大規模買付者による支配権取得により、ステークホルダーの利益が損なわれ、それによって長期的に企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される場合

(ホ) 買付けの条件が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付けである場合

(4) **本プランの客観的合理性**

本プランが、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由として、以下のことが言えます。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、経済産業省の企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

② 株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時

間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

③ 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会の決議により継続されたものです。また、本プランの有効期限(2022年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時まで)の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④ 独立した委員会の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの採用にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために大規模買付ルールが発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、弁護士、公認会計士等のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、独立委員会が、独立委員会規則に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に大規模買付ルールが発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように大規模買付ルールの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものと言えます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、独立した第三者(財務アドバイザー・公認会計士・弁護士・コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

⑦ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

注1. 特定株主グループとは、①当社の株式等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は②当社の株式等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2. 議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株式等の保有者の株式等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとし、)及び②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株式等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株式等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,516,969	流 動 負 債	4,547,863
現金及び預金	6,000,726	支払手形及び買掛金	2,839,672
受取手形及び売掛金	7,018,499	未払法人税等	141,094
商品及び製品	2,431,997	賞与引当金	270,398
原 材 料	146,353	役員賞与引当金	13,600
そ の 他	920,036	そ の 他	1,283,097
貸倒引当金	△644	固 定 負 債	751,169
固 定 資 産	2,956,960	長期未払金	42,763
有 形 固 定 資 産	577,603	退職給付に係る負債	673,286
建物及び構築物	232,167	そ の 他	35,120
土 地	115,895	負 債 合 計	5,299,032
そ の 他	229,540	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	337,716	株 主 資 本	13,872,432
ソフトウェア	106,384	資 本 金	1,209,218
電話加入権	11,133	資 本 剰 余 金	1,172,239
そ の 他	220,198	利 益 剰 余 金	12,722,592
投資その他の資産	2,041,640	自 己 株 式	△1,231,618
投資有価証券	1,444,913	その他の包括利益累計額	290,169
繰延税金資産	219,197	その他有価証券評価差額金	299,209
そ の 他	377,739	為替換算調整勘定	△58,440
貸倒引当金	△210	退職給付に係る調整累計額	49,400
資 産 合 計	19,473,929	新 株 予 約 権	12,294
		非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	14,174,897
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,473,929

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,591,230
売 上 原 価		15,661,207
売 上 総 利 益		4,930,022
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,043,765
営 業 利 益		886,257
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	20,511	
為 替 差 益	67,956	
受 取 保 険 金	5,819	
助 成 金 収 入	3,587	
そ の 他 営 業 外 収 益	11,492	109,367
営 業 外 費 用		
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	2,033	
支 払 手 数 料	1,855	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	64,372	
そ の 他 営 業 外 費 用	1,026	69,287
経 常 利 益		926,336
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,402	4,402
特 別 損 失		
減 損 損 失	1,535	
固 定 資 産 除 却 損	18	1,553
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		929,185
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	356,838	
法 人 税 等 調 整 額	24,086	380,924
当 期 純 利 益		548,260
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		548,260

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,209,218	1,172,239	12,388,070	△1,231,598	13,537,929
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△213,737		△213,737
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			548,260		548,260
自己株式の取得				△20	△20
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	334,522	△20	334,502
当 期 末 残 高	1,209,218	1,172,239	12,722,592	△1,231,618	13,872,432

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 額	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 利 益 累 計 額 合 計	新 予 約 株 権			
当 期 首 残 高	204,295	△165,108	△2,256	36,931	9,817	0	13,584,678	
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				-			△213,737	
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				-			548,260	
自己株式の取得				-			△20	
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	94,913	106,668	51,657	253,238	2,476		255,715	
当 期 変 動 額 合 計	94,913	106,668	51,657	253,238	2,476	-	590,218	
当 期 末 残 高	299,209	△58,440	49,400	290,169	12,294	0	14,174,897	

連結注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 …9社
連結子会社の名称 …マイティキューブ株式会社
TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED
提凱貿易(上海)有限公司
Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.
Guardfire Limited
Guardfire Singapore Pte.Ltd.
TK Thai Holdings Co.,Ltd.
TK Fire Fighting Co.,Ltd.
Takachiho America, Inc.

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 …TKTEC株式会社

小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

③ 連結の範囲の変更

当社の連結子会社であった高千穂コムテック株式会社は、2020年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法の適用会社の名称…ジェイエムイー株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の名称

…TKTEC株式会社

小規模であり、重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TAKACHIHO KOHEKI (H.K.) LIMITED、提凱貿易(上海)有限公司及びTakachiho America, Inc.の決算日は、12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。)

時価のないもの

…総平均法による原価法を採用しております。

(ロ) たな卸資産

…主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

…当社及び連結子会社の有形固定資産は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

(ロ) 無形固定資産

…定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数(3年)によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- (イ) 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。
- (ロ) 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- (ハ) 役員賞与引当金 …役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

…従業員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当連結会計年度の末日における基準額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建ての資産または負債の本邦通貨への換算基準

…外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

…当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

⑦ 消費税等の会計処理

…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) …	219,197千円
繰延税金資産(繰延税金負債との相殺前) …	323,531千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社および連結子会社は、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、将来の業績予想に基づいた課税所得見込及びタックスプランニングに基づき回収可能性を考慮しております。それらは一定の合理的な仮定に基づいており、新型コロナウイルス感染症による影響が少なくとも2022年3月までは継続するという前提において策定しております。なお、将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産及び当期純利益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額…	785,314千円
-----------------	-----------

5. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	金額 (千円)
群馬県吾妻郡嬭恋村 他 1 件	遊休資産	土地	1,535
合計			1,535

① 減損損失を認識するに至った経緯

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産（土地）について減損損失を計上しております。

② 減損損失の金額

種類別の内訳は下記の通りです。

種類	金額 (千円)
土地	1,535
合計	1,535

③ 資産のグルーピング方法

当社グループは、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産（土地）の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産評価額を用いて合理的な調整を行い、算出しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 10,171,800株

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	106,868	12円00銭	2020年3月31日	2020年6月26日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	106,868	12円00銭	2020年9月30日	2020年12月4日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2021年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

決議(予定)	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	115,774	13円00銭	2021年3月31日	2021年6月28日

- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 21,000株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、商社活動を行うために必要な資金は手許資金で賄っております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程等に従い軽減を図っております。為替の変動リスクについては、外国為替取扱要領に従い実需取引に基づき為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、取引先企業に関連する株式であります。市場価格の変動リスクについては、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、短期間で決済されるものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
①現金及び預金	6,000,726	6,000,726	—
②受取手形及び売掛金	7,018,499	7,018,499	—
③投資有価証券 其他有価証券	654,274	654,274	—
④支払手形及び買掛金	(2,839,672)	(2,839,672)	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額 790,638千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,590円28銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	61円56銭

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,131,763	流動負債	3,857,495
現金及び預金	4,197,773	支払手形	25,374
受取手形	195,563	電子記録債務	209,895
電子記録債権	514,866	買掛金	2,053,684
売掛金	4,592,137	未払金	249,737
商品及び製品	1,798,486	未払法人税等	153,500
前払費用	833,506	前受金	827,949
関係会社短期貸付金	109,710	賞与引当金	241,980
その他流動資産	14,868	役員賞与引当金	13,600
貸倒引当金	△125,148	その他流動負債	81,774
固定資産	7,378,876	固定負債	609,131
有形固定資産	557,414	長期未払金	42,763
建物	222,422	退職給付引当金	528,109
構築物	6,641	関係会社事業損失引当金	19,641
工具、器具及び備品	212,455	預り保証金	18,617
土地	115,895	負債合計	4,466,626
無形固定資産	326,965	(純資産の部)	
電話加入権	8,959	株主資本	14,732,509
施設利用権	1,020	資本金	1,209,218
ソフトウェア	97,930	資本剰余金	1,174,398
ソフトウェア仮勘定	219,054	資本準備金	1,171,672
投資その他の資産	6,494,495	その他資本剰余金	2,726
投資有価証券	1,395,786	利益剰余金	13,580,510
関係会社株式	4,572,500	利益準備金	198,875
関係会社長期貸付金	49,369	その他利益剰余金	13,381,635
会員権	11,075	別途積立金	9,395,000
敷金・保証金	290,141	繰越利益剰余金	3,986,635
繰延税金資産	222,258	自己株式	△1,231,618
長期未収入金	2,518	評価・換算差額等	299,209
その他投資	425	その他有価証券評価差額金	299,209
貸倒引当金	△49,579	新株予約権	12,294
資産合計	19,510,639	純資産合計	15,044,013
		負債及び純資産合計	19,510,639

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,721,147
売 上 原 価	12,646,549
売 上 総 利 益	4,074,597
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,999,057
営 業 利 益	1,075,540
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	375,287
為 替 差 益	80,909
受 取 保 険 金	5,819
そ の 他 営 業 外 収 益	6,231
営 業 外 費 用	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	64,372
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	96,403
そ の 他 営 業 外 費 用	2,655
経 常 利 益	1,380,357
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,402
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	659,062
特 別 損 失	
減 損 損 失	1,535
固 定 資 産 除 却 損	18
関 係 会 社 株 式 評 価 損	914,787
税 引 前 当 期 純 利 益	1,127,480
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	351,966
法 人 税 等 調 整 額	23,502
当 期 純 利 益	752,011

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,209,218	1,171,672	2,726	198,875	9,395,000	3,448,361
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△213,737
当 期 純 利 益						752,011
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	538,274
当 期 末 残 高	1,209,218	1,171,672	2,726	198,875	9,395,000	3,986,635

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金		
当 期 首 残 高	△1,231,598	14,194,254	204,295	9,817	14,408,368
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△213,737			△213,737
当 期 純 利 益		752,011			752,011
自己株式の取得	△20	△20			△20
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			94,913	2,476	97,390
当期変動額合計	△20	538,254	94,913	2,476	635,644
当 期 末 残 高	△1,231,618	14,732,509	299,209	12,294	15,044,013

個別注記表

記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び …総平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの …事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定しております。）

時価のないもの …総平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価 …移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく基準及び評価方法 簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …定額法を採用しております。

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 2年～20年

② 無形固定資産 …定額法を採用しております。なお、償却年数については、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、販売目的ソフトウェアについては、見積有効年数（3年）によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討して計上しております。

② 賞与引当金 …従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 …役員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金 …従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定に

あたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を発生年度の翌事業年度より費用処理しております。

また、執行役員の退職金の支払に備えるため、執行役員の内規に基づく当事業年度の末日における基準額を計上しております。

- ⑤ 関係会社事業損失 …関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案引当金 し、損失負担見込額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
 - 退職給付に係る会計…退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理方法と異なっております。
 - 消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	…	222,258千円
繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前）	…	326,591千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社は当事業年度末における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、将来の業績予想に基づいた課税所得見込及びタックスプランニングに基づき回収可能性を考慮しております。それらは一定の合理的な仮定に基づいており、新型コロナウイルス感染症による影響が少なくとも2022年3月までは継続するという前提において策定しております。なお、将来の不確実な経済条件の変動などにより、翌事業年度以降の計算書類において、繰延税金資産及び当期純利益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

… 572,099千円

(2) 保証債務

顧客への債務不履行に対する連帯保証

Takachiho Fire, Security & Services (Thailand) Ltd.	…	227,796千円
Guardfire Limited	…	477,409千円
Guardfire Singapore Pte.Ltd.	…	57,716千円

仕入先からの仕入債務に対する連帯保証

Guardfire Limited	…	12,774千円
-------------------	---	----------

(3) 関係会社に対する金銭債権債務…短期金銭債権

486,549千円

長期金銭債権

161,597千円

短期金銭債務

75,548千円

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高 … 売上高 1,486,085千円
営業費用 582,223千円
営業取引以外の取引高 355,421千円

(2) 減損損失

場所	用途	種類	金額 (千円)
群馬県吾妻郡嬭恋村 他1件	遊休資産	土地	1,535
合計			1,535

当社は、原則として、事業用資産については事業の種類を基準としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産（土地）について減損損失を計上しております。

なお、遊休資産（土地）の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基礎とし、固定資産評価額を用いて合理的な調整を行い、算出しております。

(3) 抱合せ株式消滅差益

抱合せ株式消滅差益（659,062千円）は、当社100%子会社でありました高千穂コムテック株式会社を、当社を存続会社とする吸収合併したことに伴い計上しております。

(4) 関係会社株式評価損

Guardfire Limited（タイ）及びGuardfire Singapore Pte.Ltd.（シンガポール）の株式の実質価額が低下していることを鑑み、関係会社株式評価損（914,787千円）を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数
普通株式 1,266,078株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	416,587千円
退職給付引当金	157,677千円
土地評価損	119,765千円
賞与引当金	76,674千円
関係会社貸倒引当金	52,235千円
商品評価損	36,466千円
有価証券評価損	31,233千円
長期未払金	12,828千円
その他	92,116千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	995,586千円
評価性引当額	△668,994千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	326,591千円
繰延税金負債	
<hr/>	<hr/>
その他有価証券評価差額金	104,333千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債合計	104,333千円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産の純額	222,258千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Takachiho America, Inc.	所有 直接100.00%	役員の兼任、 機構部品の販 売、資金援助	機構部品の販 売(注)	261,864	売掛金	270,338
				運転資金の返 済	13,306	関係会社長 期貸付金	49,369
子会社	マイティキュ ーブ株式会社	所有 直接100.00%	役員の兼任、 機構部品の購 入、配当金の 受取	機構部品の購 入(注)	298,607	買掛金	39,762
				配当金の受取	329,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………	1,687円87銭
(2) 1株当たり当期純利益……………	84円44銭

10. その他の注記

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

2020年3月19日開催の当社取締役会の決議に基づき、2020年7月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である高千穂コムテック株式会社（以下、「高千穂コムテック」といいます。）を吸収合併いたしました。

(1)企業結合の概要

①被結合当事企業の名称及び事業内容

名称 …高千穂コムテック株式会社

事業の内容 …メーリングシステムの輸出入及び販売並びにサービス

②企業結合日

2020年7月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続企業とし、高千穂コムテックを消滅会社とする吸収合併方式

④企業結合の目的

高千穂コムテックのメーリングシステム事業を、当社本体のシステム事業に統合させることにより、グループ全体として相乗効果による業績向上を図るとともに、管理部門の共通化による業務効率向上を目的とするものです。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏 一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 齊 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高千穂交易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

高千穂交易株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永澤 宏一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 斉 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高千穂交易株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

高千穂交易株式会社 監査役会

常勤監査役 横 戸 憲 一 ㊟

社外監査役 大 塚 康 徳 ㊟

社外監査役 千 葉 彰 ㊟

社外監査役 木 崎 孝 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題と位置づけ、安定的な配当を行う方針に加え、業績に応じた利益配分を行うこととし、原則として当社普通株式1株につき年間24円を下限とし、連結配当性向40%以上とすることを基本方針としております。

当事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の金額から、年間配当については、1株につき25円とし、既に中間配当として1株につき12円をお支払いしておりますので、期末配当については、以下のとおり、1株につき13円といたしたいと存じます。株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 期末配当に関する事項
 - (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
当社普通株式1株につき金13円
配当総額 115,774,386円
 - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日
2. その他の剰余金の処分に関する事項
該当事項はありません。

第2号議案：取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社取締役会は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆様のご承認をいただくことを条件に、取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

なお、当社は、2007年6月26日開催の第56回定時株主総会において、当社取締役（社外取締役を含みます。）にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円を上限とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容についてご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会において本制度に関する議案をご承認いただくことを条件として、上記取締役のストックオプション報酬枠を廃止し、今後、取締役（社外取締役を含みます。）に対する新たな新株予約権の割当は行わないことといたします。ただし、既に取締役（社外取締役を含みます。）に付与した新株予約権は今後も存続します。

また、本制度の対象となる取締役は、自社株式の取得を推進するため、月額報酬の一部を株式累積投資に拠出しておりますが、その拠出額の大部分を本制度に移管するとともに、上乘せ分については完全業績連動とすることにより、合理性を確保しております。

上記のとおり、本制度は、取締役の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、また、制度設計としての合理性を確保していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2007年6月26日開催の第56回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額200百万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記「本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容」の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役は4名であります。

<本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容>

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として下記（4）の各対象期間の終了

後とします。ただし、当初対象期間（下記（４）において定義します。）に限り、中期経営計画の対象期間との対応を勘案し、現中期経営計画（2022年3月末日で終了する事業年度まで）の終了後及び次期中期経営計画（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの予定）の終了後の2回に分けて給付を受けることとします。また、退任取締役に関しては、各対象期間の終了を待つことなく、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託期間

2021年8月から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する原則として3事業年度ごとの期間を、それぞれ「次期以降対象期間」といいます。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」といいます。）及びその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。なお、対象期間は、当社の中期経営計画の期間と連動させることとし、今後、中期経営計画の期間を変更した場合、当該期間に応じて対象期間も変更いたします（ただし、後述のとおり、当初対象期間のみ上記4事業年度の期間とします。）。

当社が、各対象期間につき、本信託に拠出することができる金額の上限は、当該対象期間にかかる事業年度の数に200万円を乗じた額とします。このため、当社は、本信託設定（2021年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、800万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

ただし、次期以降対象期間にかかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役が付与され、調整されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）を、上述の算定方法に基づき当該次期以降対象期間に関して本信託に拠出することができる金銭の上限から控除するものとします。

かかる信託拠出額上限（報酬等の額）につきましても、下記（6）に基づき、今後、取締役に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して

決定したものであり、相当であるものと判断しております。

当初対象期間のみ4事業年度の期間とし、次期以降対象期間を原則として3事業年度ごとの期間としておりますのは、現中期経営計画（2022年3月末日で終了する事業年度まで）の残存期間を勘案し、当初対象期間については現中期経営計画の残存期間（1事業年度）と次期中期経営計画の期間（3事業年度を予定しております。）を合算した期間と合致させることが相当と判断したためであります。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役が付与し、調整された後のポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり23,500ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は94,000株となり、次期以降対象期間について本信託が取得する株式数の上限は、1事業年度当たりの調整後のポイント数の上限に、当該対象期間に係る事業年度数（中期経営計画の期間と一致）を乗じた数となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役が付与される当社株式等の数の上限

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与されたポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じて調整されます。ただし、当初対象期間に限り、中期経営計画の対象期間との対応を勘案し、現中期経営計画（2022年3月末日で終了する事業年度まで）の終了後及び次期中期経営計画（2023年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの予定）の終了後の2回に分けて、かかる調整を行うこととします。また、ポイントの付与を受けた後、各対象期間の終了前に退任した取締役に付与し、調整された後のポイント数の合計は、各対象期間にかかる事業年度の数に23,500ポイントを乗じた数を上限とします。したがって、当初対象期間については94,000ポイントが上限となります。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与し、調整されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後

において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、当該取締役に対象期間につき付与し調整されたポイント数とします。ただし、当初対象期間及び各対象期間の終了前に退任した取締役に関しては、上記(1)の各給付時まで当該取締役に付与し調整されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記(1)の各時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

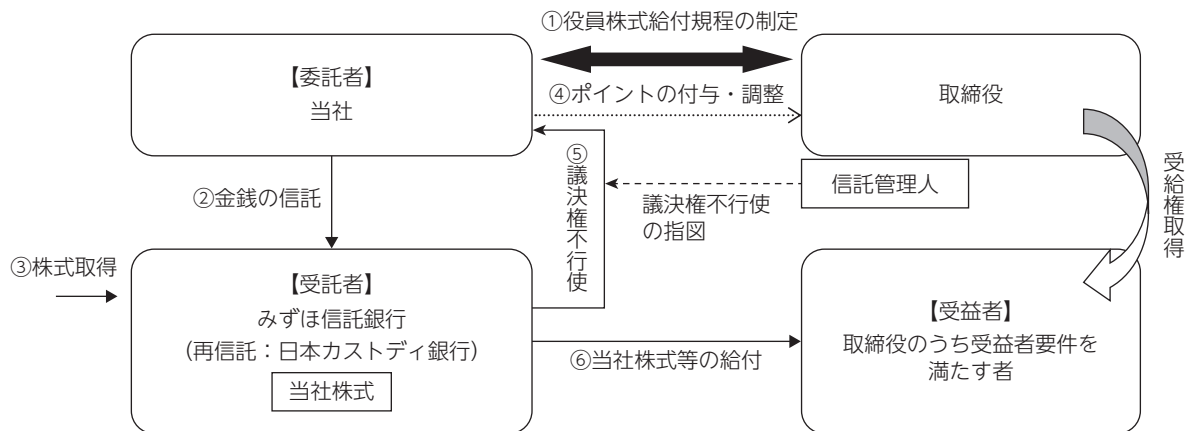
(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。取締役に付与したポイントは、原則として、各対象期間終了後に、その業績達成度に応じて調整し確定します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、原則として、各対象期間終了後に、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与され、調整されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、確定ポイント数の一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

<メ モ>

A series of 20 horizontal dashed lines for handwriting practice.

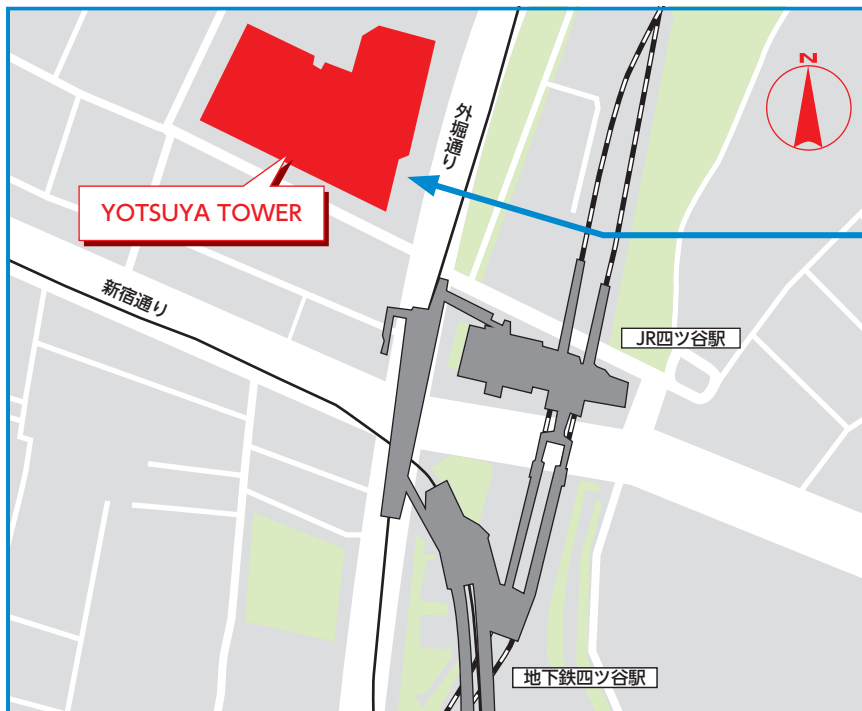
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区四谷1丁目6番1号 YOTSUYA TOWER 3階
コモレ四谷タワーコンファレンス ROOM D・E
TEL (03) 6416-4402

交通

- ① JR総武線・中央線「四ツ谷」駅（四ツ谷口）から徒歩1分
- ② 東京メトロ南北線「四ツ谷」駅（3番出口）から徒歩1分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線「四ツ谷」駅（1番出口）から徒歩3分



YOTSUYA TOWER



出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！

お願い

1. 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車のご来場はご遠慮ください。
2. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

